

令和4年5月

定例農業委員会議事録

日 時 令和4年5月12日（木）午後1時30分～

場 所 日高村下分ふれあいプラザ 研修室

出席委員

1番	壬生 豊秀	2番	濱田 善久
3番	竹田 芳則	4番	岩井 俊一
5番	中山 美佳	6番	大和田 博光
7番	藤原 利彦	8番	北添 孝裕
9番	朝山 正敏		

推進委員

筒井 祥夫	黒岩 篤志
柏井 康志	森下 眞喜男
正岡 美知男	

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	藤岡 明仁
農業委員会	事務局次長	山内 浩江
農業委員会	事務局員	濱田 秀斗
産業環境課	会計年度任用職員	鎮西 洋美

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 第1号議案 非農地判断・・・・・・・・・1件

開議の宣告

【午後1時30分 開会】

議長（竹田 芳則）

定刻になりましたので、只今より日高村農業委員会令和4年5月の総会を開催いたします。

これより議事に入ります。

最初に、本日の出席委員数は9名で定足数に達しておりますので、令和4年5月日高村農業委員会総会は成立しております。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長（竹田 芳則）

まず最初に日高村農業委員会会議規則第8条の規定により、5番中山美佳委員、9番朝山正敏委員の両名を指名致します。

なお、本日の会議書記には、鎮西洋美会計年度任用職員を指名します。

日程第2 第1号議案 非農地判断について

議長（竹田 芳則）

それでは、日程第2、第1号議案 非農地判断について、事務局説明をお願いします。

事務局（濱田 秀斗事務局員）

第1号議案 非農地判断について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

北添孝裕委員

5月6日、午前8時45分に会長、加茂の委員と事務局3名の計7名で現地調査を行いました。現場は2筆とも20年以上耕作されていないような山林で、1つは狭い1畳くらいの畑になるような所ではないので、非農地判断としました。審議の程よろしくをお願いします。

議長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。先程ちょっと言われましたが、墓地の件につきまして、写真の下の1番の奥の方に墓地があります。これは又、非農地になった後、墓地としての登記をしたかどうかというお話もその時にしました。右側の2番ですけれども、これは額の広さぐらいの土地で、完全に非農地状態です。少し花を植えているという事を付け加えておきます。質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってをお願いします。

藤原利彦委員

先程、会長が言ったように、墓地が建っていても、墓地の登記をしてない所が村内にもたくさんあると思うんですが、もし、これに農業委員会が携わった時には、やっぱり墓地として登記をするように、地主の方に喚起していくという事が大事なんじゃないかと。そのままほったらかしにすると、そのままいつてしまうので、墓地として登記して下さいというお願いをしていくのが、いちばんいいんじゃないかと思います。

議長（竹田 芳則）

事務局の方も、非農地判断が決まれば付け加えていただきたいと思います。他に質問はないでしょうか。

中山美佳委員

少しお聞きしたいんですが、非農地という事ですが、今時点では地目は農地ですよね。その時点でお墓ができてるという事は、地目変更せずに作ってるって事なので、それは始末書を書いてもらう必要はないんですか。この時点で変えるからオッケーになるんですか。

事務局長（藤岡 明仁事務局長）

墓地につきましては、墓地の経営許可というのを取る必要があります。保健所の方に申請して、許可がでてから墓地を建てて地目を変えるようになるんですけども、そういう所については、家の後ろだから、自分の土地だからという

事で、許可なしでやってる所もあります。保健所の方でも、全てが把握できて
る訳ではないですけども、勿論そういう所が出てきた場合は、保健所の方に報
告をして、改善であるとか、そういうのは是正して下さい、今からでも申請を
出して下さいとその時々によって保健所の対応も様々なんですが、土地の所有
者の方には、通知をしていただくようにはしてます。そのままという訳ではな
くて、ちゃんとした手続きを取って下さいというような事で、通知はさせてい
ただくようにしてます。

議長（竹田 芳則）

その説明でいいですか。

岩井俊一委員

墓地をやる時には、私も許可をもらいに行きましたけど、直接何十メートル
以内、墓地を作る時には、近隣の承諾もいるという事で印鑑もらいにいたり
したんですが。

事務局長（藤岡 明仁事務局長）

100メートルの範囲内の中に、住まわれてる家がある場合は、その方に同意
書を書いていただくかたちになります。後は、墓地から5メートル以内に隣地
がある場合は、その土地の方の同意書が必要になります。

岩井俊一委員

基本的に地目変更はしないんですか。

事務局長（藤岡 明仁事務局長）

本来は、地目変更をしたうえで墓地なんですが、登記をしてない方もいらっ
しゃるみたいです。墓地の関係も、だいぶ昔から墓地にされてる場合は、その
法律が適用じゃなかった時もあるので、ちょっとそこがですね、いつ、これが
建ったかによって対応が違うようなので。昔は、そういうのがなかったので、
だから建ててるという場合は、それ以上保健所から言う事はないようです。

岩井俊一委員

国調の時に、そういう調査をした時に地目変更してないですか。

事務局長（藤岡 明仁事務局長）

国調の調査の時に地目変更はしてました。してない所もありますが、調査の

時になるべく地目変更して下さいとは言ってます。

議 長（竹田 芳則）

先程の課長の説明でいいですか。よければ他に質問はないですか。なければ採決にはいたいと思います。第1号議案 非農地判断について賛成の方の挙手をおねがいします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ、今日の案件は終わりました。これで令和4年5月の農業委員会を閉会致します。

上記の議事録は会の顛末に相違ないことを証し署名します。

令和4年6月14日

議事録署名委員

朝山正敏

議事録署名委員

中山美佳

